

滋賀県における蜂群配置に係る調整方針

(目的)

第1 養蜂振興法(以下「法」という。)第8条に基づき、滋賀県内の蜜源を効率的に活用し、蜂群配置の適正の確保を図るため、本県において業として蜜蜂を飼育および転飼する蜜蜂飼養者(以下「養蜂業者」という。)を対象に、法、滋賀県みつばち転飼条例(以下「条例」という。)および、滋賀県における蜂群配置に係る調整方針(以下「調整方針」という。)に基づき実施するものとする。

(定義)

第2 蜂群配置調整に係る定義は次のとおりとする。

- (1)「転飼」とは、蜂蜜もしくは蜜ろうの採取または越冬のため蜜蜂を移動して飼育することをいう。
- (2)「定置」とは、年間を通じて蜜蜂を同一場所で飼育することをいい、その場所を「定置場所」という。
- (3)「本拠地」とは、各養蜂業者の飼育場所のうち、養蜂を営むうえでその経営基盤となる場所1か所をいう。
- (4)「業として蜜蜂を飼育および転飼する蜜蜂飼養者」とは、反復継続して蜜蜂の飼育を行う者、または蜜蜂、蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等を譲渡することを目的として、蜜蜂の飼育を行う者をいう。ただし、試験研究用に供するためまたは蜜蜂を小規模に飼育し、かつ蜂蜜、蜜ろうローヤルゼリー等を自家用に供するため飼育する個人を除く。

(蜜蜂の蜂群配置の調整)

第3 県は蜂群配置の調整に係る会議等において、毎年1月 31 日までに提出された飼育届の内容に基づき、蜂群配置の検討・調整を行う。

2 配置調整の対象となる蜂群は以下のとおりとする。

- (1)前年度に届出がない場所における蜂群配置。
- (2)新たに業として飼育を開始する蜂群配置。
- (3)既存の配置場所における前年度からの増群等(概ね 10%以上)。
- (4)日本蜜蜂については1か所につき、6群以上の蜂群配置。

3 1で調整できないものについては、原則的に養蜂業者間の調整を求める。

4 県は、転飼場所を中心とした半径2km の円が重ならないことを基準としつつ、地域の蜜源量に応じた蜂群の配置調整を行う。半径2km の円が重なる場合は、養蜂業者間の合意を基本とし、転飼許可申請受付時に合意の有無を確認する。

5 県は、養蜂業者間での調整が困難な場合、法第8条第1項の規定に鑑み、話し合いが公正な場で行われるように、調整の場を設ける等により、養蜂業者に円滑な調整を求める。

6 調整時期については、転飼許可申請が法および条例に定める期限までに行えるよう、養蜂業者間の調整を求める。

(蜂群配置の優先)

第4 蜂群配置の調整にあたっては、花粉交配用蜜蜂の安定供給、甘味資源の提供、蜜源植物の保護増殖に関する取組等の養蜂の社会的意義を勘案する。

2 養蜂業者の飼育場所のうち、以下については蜂群配置の調整にあたって優先する。

(1) 養蜂を営むうえでその経営基盤となる本拠地。

(2) 前年までの転飼実績に応じて、蜂群の越冬等を目的とした養蜂を行ううえで拠点となる場所。

(3) 過去の飼育実績に基づき養蜂業者が将来も同一場所で継続して飼育する計画がある定置場所。

3 上記以外の飼育場所の優先については、養蜂の社会的意義を考慮して、必要に応じて養蜂業者間の調整を求め、判断するものとする。

(転飼および飼育状況の情報)

第5 県は、本県における蜂群配置調整を効率的に行うことを目的として、養蜂業者に対して、法および条例に基づく蜜蜂飼育届および蜜蜂(みつばち)転飼許可申請の情報を、必要な範囲内において提供する。

2 1の情報は、飼育場所を管轄する農業農村振興事務所で供覧する。

3 1の情報のうち、蜜蜂飼育者の有無、飼育群数の範囲は事前の承諾の有無に関わらず提供する。

(蜜蜂(みつばち)転飼許可申請)

第6 法および条例に基づき養蜂業者が県に申請する蜜蜂(みつばち)転飼許可申請は、第3による蜂群配置調整がなされた内容とする。

2 第3による蜂群配置調整がされていないものについては、転飼許可申請における優先は認められない。ただし、自然災害等の理由により緊急的な蜂群配置調整が必要な場合は、養蜂業者間の調整により解決するものとする。

3 農薬被害の回避を目的とした一時的な飼育場所の変更については、転飼許可申請は必要としない。ただし、蜂蜜もしくは蜜ろうの採取行為が行われる場合は転飼許可を必要とする。

4 新たに業として蜜蜂の飼育を行う場合、蜜蜂の導入は前飼育者(場所)より移動(転飼)がなされたものと解釈されることから、転飼許可を必要とする。

(蜜源増殖用レンゲ)

第7 養蜂業者が蜜源増殖用レンゲを土地所有者と契約して播種する場合には、他の養蜂業者のレンゲ播種状況の把握に努め、調整を行っていることを確認し、第4に定める規定を適用する。

2 継続的に同一地域で1の蜜源増殖用レンゲを播種している養蜂業者については、転飼の継続が認められるものとし、第4の調整を行う判断の一つとする。

(花粉交配用の蜜蜂)

第8 花粉交配のみを目的として、養蜂業者と施設園芸農業者との間において契約の確認がされている蜜蜂の導入については、法および条例に基づく転飼許可申請を必要としない。

2 1の契約がなされていない場合は、花粉交配とあわせて蜂蜜または蜜ろうを採取することを予定して導入するものと考えられるので、転飼許可申請を必要とする。

(県による立入検査の実施)

第9 県は、法の施行に必要な限度において、法第9条第1項の規定に基づき、蜜蜂飼育者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し、報告を求め、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況もしくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができる。

附則 令和8年1月16日から施行する。